法第34条第4号に係る許可基準

都市計画法第34条第4号に規定する農林漁業の用に供する建築物で法第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のもの又は市街化調整区域内において生産される農林水産物の処理、 貯蔵若しくは加工に必要な建築物とは、次の要件のすべてに該当するものをいう。

- 1 申請に係る予定建築物は、次のすべてに該当するものであること。
 - (1) 予定建築物の用途は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 政令第20条第1号から第4号の施設以外の農林漁業用施設で、建築面積が90平方メートルを超える建築物
 - イ 当該市街化調整区域における生産物等を対象とする次のような業種の用に供するもの 畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜かん詰、果実かん詰、農産保存食料品製造 業、動植物油脂製造業、精穀、製粉業、砂糖製造業、配合飼料製造業、製茶業、でん粉 製造業、一般製材業、倉庫業(農林水産物の貯蔵用)等
 - (2) ふさわしい規模、構造、設計であること。
 - (3) 周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。
- 2 申請地は、生産物の生産地に照らし適切な位置に所在していること。

附則

この許可基準は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。

附則

この許可基準は、2025年(令和7年)4月1日から施行する。